

夕食宅配サービス約款

(目的・適用)

第1条 この約款は、生活協同組合コープみやざき（以下、「生協」）の夕食宅配の利用と、その代金等の支払に関するルールを定めます。

(サービス内容)

第2条 生協は、夕食宅配を利用する登録を行った組合員（以下、利用者）に対して、基本的に月曜日から金曜日までの週 5 日お弁当の配達をします。お届け先は利用者の住所にお届けできるものとします。

2. 夕食宅配のみを利用する場合、代金の支払いについては、この約款の第13条以下の定めるところによります。お弁当の代金以外、現金収受は行いません。
3. 生協は、年末年始など特殊な時期に関し別途案内した場合を除き、基本的に自動継続で毎週お弁当をお届けします。
4. 災害、極度の悪天候、事故、戦争、地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により夕食宅配のサービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。この場合、既に受注した商品等の提供に関する部分を除きサービスの提供の停止について、生協は責任を負わないものとします。

(利用の登録)

第3条 利用者は、生協の定めにしたがって利用の登録を行うことで前条に定めるサービスを利用することができます。その際、原則として商品等の代金及び手数料その他（以下、「代金等」といいます）の引落としに利用する銀行等金融機関の口座登録が必要です。

2. 未成年者が利用を希望する場合は、法定代理人の同意を得て利用の登録を行うことができます。以後の商品の購入についても法律が禁止する場合を除き、法定代理人の同意を得ているものとみなします。

高齢者が利用を希望する場合は、ご家族の意見をお聞きして、サービスの円滑な提供に支障がないか検討させていただく場合があります。

3. 前二項の規定にかかわらず、次の場合には利用の登録をお断りすることがあります。
 - ①利用者本人又はご家族が過去に利用代金の支払いを怠ったことがある場合など、代金のお支払いに不安がある場合
 - ②この約款に定めるサービスの利用条件に合わず、円滑なサービス利用が困難と想定される場合
 - ③過剰な要求など生協とのトラブルが多い場合、その他サービスの円滑な提供に支

障が想定される場合

4. 次の場合、生協は、行政庁の許可を得た上で組合員以外の方に対しても、生協の定めにしたがって利用の登録を受け付けることにより、前条に定める夕食宅配事業のサービスを利用させることができます。その際、利用者は代金等の支払方法について生協との協議の上定め、必要な対応を行うものとします。
 - ①教育文化施設・医療施設・社会福祉施設の設置者が施設利用者へのサービス提供に必要な物品を購入する場合
 - ②被災地からの避難者が、災害発生から一定期間の間、購入する場合
 - ③買い物困難地域で地域住民への商品の販売を行う場合
5. 利用の登録にあたっては、口座名義人の承諾を得るものとします。この場合、名義人からの異議については、利用の登録を行った者が責任をもって対応します。
6. 銀行等金融機関の口座の登録が期限内に完了しなかった場合の扱いについては、この約款の規定にかかわらず、別途定めるところによります。
7. 利用者が氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等、利用の登録の際に届け出た事項を変更する必要がある場合、遅延なく生協に届け出るものとします。

(商品のお申込み)

- 第4条 お弁当のお申込みは『夕食宅配利用申込書』の提出をもって受領したものとし、
水曜日 17 時 45 分までに翌週以降のお届け分を受注するものとします。なお、受注したお弁当は基本的に自動継続とし、翌々週以降も配達するものとします。

(利用制限)

- 第5条 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入はできません。
2. 次の場合には、生協からの電話等による確認、数量減等の要請、注文時または配達時の支払いの要請、売買契約の解除などの対応を行う場合があります。
 - ①1 か月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えた場合
 - ②受けた注文の数量・金額が一般家庭の利用限度を超えると生協が判断した場合
 3. お弁当宅配事業の利用金額は、原則として1週間あたり 15,000 円を限度とし、限度額の引き上げを希望する場合は別途生協と相談するものとします。

(利用停止・登録解除)

- 第6条 「利用停止」「登録解除」とは、それぞれ次のことを意味します。
- ①利用停止・・・利用登録を維持したまま、お弁当のお届けを停止すること
 - ②登録解除・・・利用登録を抹消すること
2. 利用停止や登録解除を希望する利用者は生協に連絡するものとし、生協はお申し

出に従って利用停止や登録解除を行います。

3. 次の場合には、利用者からのお申し出がなくても生協側から利用停止や登録解除を行う場合があります。これに加えて、生協が認めるときは既に受けた注文に関して売買契約を解除する場合があります。

- ① 転売、賃貸、質入れ、商行為を目的とした商品の購入を行っていた場合
- ② 合理的な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合
- ③ 未成年や高齢者である利用者から商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者、医者によるお申し出があった場合
- ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落とし停止の申し出があり、利用者に連絡しても登録口座やお支払い方法を変更していただけなかった場合
- ⑤ 代金未払いにより第 15 条に該当した場合
- ⑥ 第 3 条第 3 項各号に該当する場合、その他宅配事業の継続利用に関して生協が適切でないと認めた場合

4. 前項のほか、1 か月の利用金額が第 5 条 3 項で規定する利用限度額に達した場合お弁当のお届けを停止する場合があります。

5. 第 3 条第 4 項第 1 号に基づいて利用の登録を行った組合員に関して、次に掲げる事態が生じた場合、生協は直ちに登録解除を行います。この場合、生協はすでに受けた注文に関して売買契約を解除することができ、併せて、当該利用者の生協に対する債務に関し当然に期限の利益を喪失したものとして直ちに全ての債務の履行を請求できるものとします。

- ① 所管行政庁より事業の取消、停止等の処分を受けた場合
- ② 所管行政庁が員外利用させる施設として不適当と認めた場合
- ③ 商品等の代金未払いにより第 15 条に該当した場合
- ④ 支払い停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けた場合
- ⑤ 信用力・資力の著しい低下があったとき、又はこれに著しい影響を及ぼす事業上の重要な変更があった場合
- ⑥ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申し立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑦ 破産、民事再生手続、会社更生手続開始決定の申し立て等の事実が生じた場合
- ⑧ 事業の廃止、休止または解散の決議をした場合
- ⑨ 災害、労働争議等、本契約又は個別契約の履行を困難にする事項が生じた場合
- ⑩ 生協に対する詐術その他の背信行為があった場合

(商品等のお届け)

第7条 商品のお届けは、利用者住所の指定された場所にお届けするものとします。

1. 1か所のみお届け先の指定ができます。
2. 配達時間の指定はできませんが、1回目の配達時間のおおよその時間は、契約時ご案内します。
3. 商品のお届けが完了した後、所有権を移転したものとします。
4. 毎週水曜日 17 時 45 分まで、翌週分以降のお届けをキャンセルおよび変更できるものとします。

(お届け明細書および請求書)

第8条 生協は、商品等のお届けと併せて明細書兼請求書を金曜日にお届けします。請求書については1週間の請求額をまとめて発行します。請求書発行時にお弁当宅配を休止されている利用者へは請求書を投函いたします。

(商品等のお届けができない場合)

- 第9条 災害、極度の悪天候、事故、戦争、地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りのお届けができない場合があります。
2. 前項の場合、生協の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応する場合があります。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金が発生する場合は代金からの減額もしくはくらしの積立への返金により行います。
 3. 前項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意を頂いてない場合、生協による代替品の提供から1週間以内に代替品を返品することができます。この場合、注文した商品は提供できなかったものとして、代金の減額もしくはくらしの積立への返金を行います。
 4. 前3項による対応について、生協は原則として前2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

- 第10条 お届けした商品等が不良品である場合、注文と相違している場合、商品カタログと相違している場合には、交換または返品によって対応します。返品の場合は、代金の減額もしくはくらしの積立への返金を行います。
2. 前項以外の場合でも、催事弁当など特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、利用者は売買契約を解

消し、生協からの連絡に沿って返品を行うことによって、代金からの減額もしくはくらしの積み立てに返金等を受けることができます。

3. 前2項による対応について、生協は、商品等により利用者に直接発生した損害がある場合を除き、前2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(利用者の都合による返品)

第11条 前条以外に利用者は、以下の場合返品ができるものとする。

1. お弁当の喫食者の急な入院
2. 利用者のお身内のご不幸(2親等以内)

前2項により返品を受け付けた場合、代金からの減額もしくはくらしの積み立てに代金の返金を行います。

(ご請求金額に対する疑義等)

第12条 請求書の金額その他に疑義が生じた場合、その他期限までに支払いができない場合には、利用者はあらかじめ生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとします。

(利用代金等の支払方法)

第13条 代金等の支払い方法については、原則として、次の中から利用者と生協が協議して定めます。

1. お届け明細書兼請求書に記載されている日付でお届けした1週間(5日分)の代金について翌週木曜日に銀行等の口座から引落します。ただし木曜日が祝祭日の場合は請求書にて別の日をご案内します。
2. 代金等が予定の日に引落しができなかったときには、翌週木曜日に再引落しを行います。

(代金等の未払いへの対応)

第14条 前条第2項による再引落しが出来なかった場合、前条第3項2号による支払い期限までに代金等をお支払いいただけなかった場合、生協は次の対応をさせていただきます。

- ①利用者は期限の利益を喪失したのものとして、すべての代金等について直ちに支払分を請求します。
- ②以後の対応に関して生協が負担した費用については実費相当分を申し受けます。

(支払計画書および誓約書)

第15条 支払期限までに代金をお支払いいただけなかった場合、生協はその方(以下「債務者」といいます)に対して、生協が定めた様式による支払計画書および誓約

書の提出を請求することができます。

2. 前項の請求があった場合、債務者は請求から 10 日以内（請求時に別に定めた期限があればその期限）に支払計画書および誓約書を提出しなければなりません。
3. 前項に定める期限までに支払計画書および誓約書が提出されなかった場合、または提出された支払計画書に基づく支払いが行われないなど将来にわたって代金等の支払いが望めないと認められる場合には、法的手続に移行したり、債権譲渡や債務の回収委託等を行う場合があります。

（連帯保証人）

第 16 条 生協は、必要と認めた場合、債務者に対して支払計画書に記載された債務を弁済する資力を有する連帯保証人を立てるよう求めることができます。

（支払期限・手数料・遅延損害金）

第 17 条 支払計画書による債務弁済の最終期限は、原則として第 13 条第 1 項に定める本来の支払予定日（法人利用者に関して、同条第 2 項に基づき生協と協議して定めた別の支払予定日があればその日、以下同じ）から 3 か月以内とします。

2. 支払計画書による債務の弁済にかかる費用は債務者が負担するものとします。

（協議解決）

第 18 条 本約款及び関連する規定等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、利用者と生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとします。

（管轄裁判所）

第 19 条 利用者と生協との間で裁判上の争いになったときは、生協の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本約款の変更）

第 20 条 生協は、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他宅配サービスの円滑な実施のため必要がある場合に本約款を変更することができます。

2. 前項の場合、生協は、本約款を変更する旨、変更後の本約款の内容および変更の効力発生日について変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

①利用者への配付

- ②電子メールや電話などの電磁的方法
- ③WEB サイトへの掲示
- ④定款に定める公示の方法その他の生協が定める適切な方法

